

産業構造審議会知的財産分科会
第15回弁理士制度小委員会
議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 令和2年10月30日（金）9：58～12：02
2. 場 所： 特許庁庁舎9階 庁議室+Web会議室
3. 出席委員： 井上委員長、青木委員、蘆立委員、伊東委員、相良委員、櫻井委員、
清水委員、高倉委員、南委員
4. 議 題： 開会

これまでの弁理士制度見直しについて

平成26年、30年改正弁理士法の施行状況について

弁理士制度見直しの方向性について

今後のスケジュールについて

閉会

1. 開 会

○池谷秘書課長 定刻には少し早いですけれども、委員の皆様、お揃いになりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第15回弁理士制度小委員会を開催いたします。

本日は大変御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。事務局局長を担当しております特許庁秘書課の池谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

これ以降、事務局の説明は岡本より行わせていただきます。岡本企画調整官、よろしく申し上げます。

○岡本企画調整官 事務局説明者の岡本でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、一部の委員はSkypeによる御参加となっております。この会議室とSkypeで参加される方とはリアルタイムに音声のやり取りができるようになっております。

御発言の際は、この会議室に御参加の方は、指名されましたらマイクのボタンを押していただき、御発言が終わりましたら再度ボタンを押して消していただくようお願いいたします。また、できるだけマイクを近づけて御発言いただくよう、お願いいたします。

Skypeで参加されている委員の皆様方から御発言いただく際は、御発言希望の旨をSkypeのチャット欄に御記入いただきまして、委員長から御発言を促された後に御発言いただければと思います。御発言の際にはマイクのアイコンをオンにいただき、御発言が終わりましたらマイクのアイコンをオフにいただくようお願いいたします。

○岡本企画調整官 議事に先立ち、委員長選任の御連絡をさせていただきます。本小委員会の委員長は、産業構造審議会運営規則に基づき上位組織の長である益一哉知的財産分科会長より一橋大学大学院法学研究科教授・井上由里子委員を御推薦いただいておりますので、井上委員長にお願いしたく存じます。

井上委員長から一言御挨拶をお願いいたします。

○井上委員長 ただいま御紹介いただきました一橋大学の井上でございます。委員長を拝命いたしまして身の引き締まる思いでございます。どうぞよろしくお願いいたし

ます。

一言だけ御挨拶申し上げます。第4次産業革命が進展する中、知的財産関連業務に係る専門的なサービスへの社会のニーズが増加し、また多様化しております。知的財産に関する専門家である弁理士が社会のニーズに的確に応えられるよう時代の変化に合わせて弁理士制度を見直していくことは、我が国の知財戦略における重要課題の一つと認識しております。

弁理士を中心としつつも、他の士業、専門家、金融機関、その他の関係機関が連携し、それぞれの強みを補うことによりユーザーの期待に応えられる知財関連サービスの基盤を形成していくことが必要であろうと考えております。本小委では知財を取り巻く種々のステークホルダーの声に耳を傾けつつ、委員の皆様と制度の見直しについて検討していきたいと考えております。

私は平成25年から小委員会の委員を務めさせていただいておりますが、本小委では一橋大学名誉教授の相澤英孝先生が委員長として長く務められており、テンポのよい議事進行、そして自由闊達な議論のできる雰囲気を作ってくださいました。昨年、大変残念なことに若くして先生が逝去されましたことは、今も誠に悲しく思っております。相澤前委員長の足元にも及びませんが、委員の皆様の御協力をいただきながら円滑な議事進行に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○岡本企画調整官 井上委員長、どうもありがとうございました。

○岡本企画調整官 委員の皆様を御紹介いたします。お手元に配布している委員名簿を御覧ください。

上から順に、青木大也委員、蘆立順美委員、伊東正樹委員、相良由里子委員、櫻井武志委員、清水善廣委員、高倉成男委員、南孝一委員、山田真紀委員、以上10名の方々です。なお、本日は山田委員が所用のため御欠席です。またオブザーバーとして、須藤晃伸日本弁理士会副会長に御出席いただいております。

本日は議決権を有する7名の委員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

以降の議事進行を井上委員長にお願いしたいと存じます。井上委員長、どうぞよろしく願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。

前回からメンバーも入れ替わっておりますので、本日出席されている委員の皆様から、自己紹介も兼ねて一言ずつ御挨拶いただければと存じます。

まずは、この会議室に参加いただいている委員の皆様より御挨拶をお願いいたします。

伊東委員から順にお願いできればと存じます。

○伊東委員 はじめまして、伊東正樹と申します。日本知財協会の副理事長をさせていただいております。この小委員会へ知財協からは加藤という者が出ておりましたが、今回はメンバー交代ということで参加させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○井上委員長 よろしくをお願いいたします。

相良委員、お願いいたします。

○相良委員 中村合同特許法律事務所の弁護士をしております相良と申します。日弁連知財センターで前任は市毛弁護士でしたが、今回から私が引き継がさせていただきます。弁理士の多い事務所でございますが、私は弁護士としてやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○井上委員長 櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員 皆様、こんにちは。櫻井と申します。中小企業の代表として意見を述べさせていただけることとなり、次回会合ではもっと発言時間が多いのかなと思いながら発言をさせていただこうと思っています。この委員を平成26年ぐらいからやっていますが、まだまだ未熟ですから、いろいろな御助言があったらと思います。よろしくお願いいたします。

○井上委員長 清水委員、よろしくお願いいたします。

○清水委員 弁理士会会長を務めております清水善廣と申します。従前より、この委員会は弁理士会会長が委員として参加させていただいております。一昨年度は傍聴席で委員会を傍聴させていただきました。平成26年の弁理士法改正で使命条項を認めていただきまして、我々の活動が日本の経済社会の発展に資するように頑張っておりますが、本日の議論を本当に楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。

須藤オブザーバー、お願いいたします。

○須藤日本弁理士副会長 本日オブザーバーとして参加させていただきます、日本弁理士会副会長の須藤でございます。私は法改正の担当ということで参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○井上委員長 高倉委員、よろしくお願いいたします。

○高倉委員 おはようございます。明治大学の高倉成男と申します。現在、法科大学院で知的財産法を担当しております。よろしくお願いいたします。

○井上委員長 南委員、よろしくお願いいたします。

○南委員 日本国際知的財産保護協会の南と申します。前回の26年の弁理士法改正の際にもこの委員会に参加させていただきました。引き続き、よろしくお願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。

続いて、Skypeで参加されている委員の皆様より御挨拶をお願いいたします。

青木委員、よろしくお願いいたします。

○青木委員 大阪大学の青木大也と申します。このたび初めて参加させていただくこととなります。まだ右も左も分かっていないところで大変恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。

蘆立委員、よろしくお願いいたします。

○蘆立委員 東北大学の蘆立と申します。引き続き参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○井上委員長 ありがとうございます。

○井上委員長 次に、特許庁を代表して糟谷長官から一言御挨拶いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○糟谷特許庁長官 本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。また、今回、委員をお引き受けくださいました皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

昨年、120周年を迎えた弁理士制度は、今日に至るまで、我が国の知的財産制度を支え、産業の発展に貢献してきました。弁理士法は、平成12年の全面改正以降、知的財産を取り巻く環境の変化を踏まえて数次にわたる法改正が行われており、平成26年、

30年には、特許出願前の相談などを弁理士の業務として追加する改正が行われました。

また、平成26年改正法の附則第10条には、法律施行後5年を経過した時点で、施行状況を勘案して必要により検討を加えるという、いわゆる検討条項が定められました。このような検討条項を踏まえ、平成26年改正弁理士法の施行から5年を経過した今般、弁理士制度の見直しの方向性を御議論いただきたいと考えております。

特に、今年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」や、今年5月に知的財産戦略本部において決定された「知的財産推進計画2020」では、中小企業や農業分野における知財の保護・活用が掲げられており、これらの分野での弁理士の更なる活躍が期待されていると言えます。

また、IoT等の技術の進展などにより、我が国の知的財産政策の前提となる経済社会情勢は急速な変化を遂げています。こうした変化の中、企業等が競争力を維持し、強化していくためには、知的財産の専門家である弁理士の貢献が不可欠であると考えております。

このような状況を踏まえ、委員の皆様におかれましては、これからの日本の産業の発展に寄与する弁理士制度の在り方について、ぜひとも積極的に御議論いただきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○井上委員長 長官、ありがとうございました。

○井上委員長 本日の議題に入る前に事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○岡本企画調整官 配布資料を確認させていただきます。第10回弁理士制度小委員会より、紙資源節約の観点からタブレットを使用することとなりました。使用方法については、お手元に「タブレットの使い方」というペーパーがございますので、そちらを御参照いただければと思います。資料画面において御覧いただきたい資料の番号は角付きの括弧の数字で示しておりますので、そちらを御覧いただければと思います。万が一、操作でお困りになった場合には、その都度、御遠慮なく手を挙げていただければ、係の者が対応にまいりますので、お気軽に合図していただければと思います。

本日の配布資料は座席表、議事次第、配布資料一覧、委員名簿、「タブレットの使い方」のほか、角付き括弧の資料1から7、参考資料1、2でございます。このうち座席表、議事次第、配布資料一覧、委員名簿、そして「タブレットの使い方」につい

てはお手元に紙で配布させていただいております。

なお、オンラインで参加されている委員の方もいらっしゃいますので、利便性を考慮し、ここに投影しているものになりますが、事務局作成資料を統合し、レイアウトを整えた事務局投影用スライドを用いて事務局からの説明を行わせていただきます。こちらのスライドもタブレットで表示可能となっております。

○岡本企画調整官 続きまして、議事の公開についてです。第10回弁理士制度小委員会より一般の傍聴を認めておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、一般の傍聴は取りやめとさせていただきたいと思います。またサーバー負荷軽減等のため、オンラインでのリアルタイムでの公開は行っておりませんが、これまでと同様、配布資料、議事要旨、議事録は特許庁ホームページにおいて公開させていただきたいと思います。議事録については、後日、委員の皆様方に内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

この方針について委員の皆様にご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○井上委員長 ただいま議事の公開に関して事務局より御説明いただきました。この内容で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

2. これまでの弁理士制度見直しについて

3. 平成26年、30年改正弁理士法の施行状況について

○井上委員長 早速、議題に入っております。議題2「これまでの弁理士制度見直しについて」に関して事務局から説明をいただき、過去の弁理士法改正の内容を振り返りたいと思います。その後、引き続きまして、議題3「平成26年、30年改正弁理士法の施行状況について」に移りまして、直近の法改正の施行状況を確認したく存じます。

では、事務局から御説明をお願いいたします。

○岡本企画調整官 井上委員長、ありがとうございます。事務局より資料1から3に

基づいて説明させていただきます。

資料1は平成12年以降の法改正の背景と概要を簡単にまとめたものとなっております。平成12年に工業所有権の適正な保護及び利用の促進等の要請への的確な対応を図ることを目的として、弁理士の活動領域の拡大、量的拡大、質的向上を柱とする弁理士法の全面改正が行われました。その後、平成14年、17年、19年、26年、30年と改正が行われてきました。

詳しい説明は省略させていただきますが、平成12年には契約代理業務の追加などと法人化の解禁が行われ、平成14年には侵害訴訟代理権の付与が行われ、平成17年には裁判外紛争解決手続における弁理士の代理権の整備が行われ、平成19年には外国出願関連業務の追加などが行われるなど、大きな流れとして弁理士の活動領域を拡大する方向の改正が行われてきました。平成26年法改正と平成30年法改正については、資料2、3に基づいて改正項目ごとに施行状況について説明させていただきます。

資料2に基づいて、平成26年改正弁理士法の施行状況について御説明いたします。平成26年の改正事項は6つございます。各事項について順番に御説明いたします。

1つ目の改正項目は「弁理士の使命の明確化」です。弁理士が社会で果たす役割は増加しており、こうした社会的要請に弁理士が応え続けるには、弁理士が自らの使命を明確に自覚し、自律の徹底及び自己研鑽に励むことが不可欠であることから使命規定が創設されました。施行状況について（ア）から（エ）の4つのデータを用いて説明いたします。

まず（ア）使命条項導入における弁理士の心理的変化について見ていきますと、半数以上の者が何かしらの前向きな心理的変化を感じていると回答しています。

次に（イ）使命条項導入における活動の幅の変化について見ていきますと、14.0%が中小・ベンチャー・大学等の支援にも積極的に取り組むようになったと回答しています。また18.6%は出願代理以外の業務にも積極的に取り組むようになったと回答しています。

次に（ウ）弁理士を含む外部専門家の各知財業務の活用状況について見ていきますと、出願業務だけでなく、一番下の項目である知財を活用した事業性評価・企業価値評価を除く全ての業務において弁理士に依頼する割合が最も高くなっています。

最後に（エ）企業が弁理士に依頼している業務、今後依頼したい業務の割合について

で見ていきますと、現状でも弁理士に専権業務以外の業務を依頼している企業は一定数存在しています。また、今後依頼してみたいという企業は現状依頼している企業より多く存在しております。

以上の結果を踏まえ、施行状況についてまとめますと、使命条項導入によって知財専門家としての使命を意識し、業務の幅を広げながら業務に取り組んでいる弁理士が一定数いることが分かります。また知財専門家として幅広い業務を担う弁理士に対する企業の期待も大きいと考えられます。

2つ目の改正項目は「日本弁理士会の役員解任権の廃止」です。日本弁理士会による自治の拡大を実施すべきとの指摘に基づき、経済産業大臣による日本弁理士会の役員解任権が廃止されました。この改正項目の施行状況について客観的なデータをお示しすることは難しいため、施行状況については、この後に予定されている日本弁理士会からの資料4に基づく御説明を参考とさせていただければと思います。

3つ目の改正項目は「弁理士の利益相反行為の緩和」です。依頼者が弁理士を選択する際の選択肢が必要以上に狭められることがないように、特許業務法人が取り扱った事件について、その社員または使用人として自ら関与していない弁理士は、当該特許業務法人から離れた後、別の相手方から依頼を受けて当該事件を扱うことが許されるようになりました。この改正項目の施行状況についても客観的なデータをお示しすることは難しいため、施行状況については同じく弁理士会からの御説明を参考とさせていただければと思います。

次に4つ目の改正項目に移らせていただきます。4つ目の改正項目は「発明等の保護に関する相談業務の明確化」です。出願以前のアイデア段階での相談業務に関するニーズの増加に伴い、弁理士が相談業務をできることが明確にされました。施行状況について（ア）から（ウ）の3つのデータを用いて説明いたします。

まず、（ア）発明発掘等相談業務の相談量と満足度の法改正前後の変化について見ていきますと、相談量、満足度ともに「増加」及び「大きく増加」と回答した企業の合計は、「減少」及び「大きく減少」と回答した企業の合計より多くなっています。

次に（イ）知財コンサル業務に関する弁理士への評価について見ていきたいと思えます。企業に対して弁理士が顧客の経営視点や事業戦略と知的財産の関係性を理解し、適切なアドバイスをすることができているか調査したところ、約55%の企業がその観

点で業務を依頼しており、その業務内容について「満足」及び「大いに満足」と回答した企業の合計は、「不満」及び「大いに不満」と回答した企業の合計より約7%多くなっています。

最後に（ウ）弁理士の知財コンサル業務に対する企業の期待について見ていきたいと思えます。企業に対して、弁理士は顧客の経営視点や事業戦略と知的財産の関係性を理解し、適切なアドバイスをする能力を今後より身につけていくべきと思うか調査したところ、約63%の企業が「思う」または「大いに思う」と回答しています。

以上の結果を踏まえ、施行状況についてまとめますと、発明発掘等の相談業務規定の導入によって、弁理士に対する当該業務の相談量、満足度はともに増加していることが分かります。また半数以上の企業が弁理士に知財コンサル業務を依頼しており、不満よりも満足しているもののほうが多いと言えます。さらに知財コンサル業務に対する企業の弁理士への期待は高いと言えます。

5つ目の改正項目は「水際差止及び裁判外紛争解決手続に関する相談業務の明確化」です。水際差止手続及び裁判外紛争解決手続について、より積極的に弁理士が貢献することの必要性が高まってきたことから、弁理士が水際差止及び裁判外紛争手続に係る相談業務ができることが明確にされました。施行状況について（ア）から（カ）の6つのデータを用いて説明いたします。

まず（ア）税関での輸入差止申立件数と弁理士の代理実績の推移について見ていきますと、輸入差止申立件数は減少傾向であるものの、弁理士の代理件数に変化はなく、弁理士の代理率は増加傾向にあることが分かります。

次に（イ）裁判外紛争解決手続の件数と弁理士の代理実績について見ていきたいと思えます。弁理士による代理手続の可能な仲裁機関は日本知的財産仲裁センター及び日本商事仲裁協会の2機関となっています。日本知的財産仲裁センターにおいて平成24年11月から令和元年12月に行われた裁判外紛争解決手続は合計28件であり、そのうち弁理士が代理人に入っている件数は9件でした。また日本商事仲裁協会において平成22年から令和元年に行われた裁判外紛争解決手続は合計193件であり、そのうち弁理士が代理人に入っている件数は3件でした。

次に（ウ）弁理士事務所の業務経験について見ていきますと、弁理士事務所の8.3%が輸出入差止の代理の経験があると回答しています。また弁理士事務所の3.3%

は知的財産に関する裁判外紛争解決手続の代理の経験があると回答しています。

次に（エ）弁理士事務所が今後行う意志のある業務について見ていきますと、弁理士事務所の36.4%が輸出入差止の代理業務を行う意志があると回答しています。また弁理士事務所の37.4%が知的財産に関する裁判外紛争解決手続の代理業務を行う意志があると回答しています。

次に（オ）企業が弁理士に依頼している業務、今後依頼したい業務の割合について見ていきますと、模倣品、海賊版等の輸入差止に関して、11.3%が現在依頼しており、28.7%が今後依頼したいと回答しています。

最後に（カ）弁理士の主たる得意領域について見ていきますと、弁理士の1.1%は関税法、15.5%が訴訟と回答しています。

以上の結果を踏まえ、施行状況についてまとめますと、水際差止及び裁判外紛争解決手続に関する相談業務については、一定の企業側からのニーズに対して弁理士が対応している状況にあると言えます。

最後となりますが、6つ目の改正項目は「意匠に係る国際登録出願に関する手続代理の追加」です。我が国のジュネーブ改正協定への加入に伴い、意匠に係る国際登録出願に関する出願等は弁理士の業務に追加されました。施行状況について、（ア）から（オ）の5つのデータを用いて説明いたします。

まず（ア）意匠に係る国際登録出願件数の推移について見ていきますと、日本からWIPOへ直接出願された件数はジュネーブ改正協定への加入以降、増加しています。

次に（イ）ハーグ協定に基づく日本国特許庁を通じた国際意匠出願件数の推移について見ていきますと、出願件数は30件程度で推移している一方で、代理人を活用した出願の割合は増加傾向にあります。

次に（ウ）弁理士事務所としての業務経験について見ていきますと、弁理士事務所の31.8%が意匠に係る外国出願等に関する業務経験があると回答しています。

次に（エ）弁理士の取扱業務について見ていきますと、弁理士の19.3%が国内から海外への意匠出願を取り扱っていると回答しています。

最後に（オ）弁理士事務所が今後行う意志のある業務について見ていきますと、弁理士事務所の48.4%が意匠の外国出願等に関する業務を行う意志があると回答しています。

以上の結果を踏まえ、施行状況についてまとめますと、意匠に係る国際登録出願に関する手続代理業務については、一定の企業側からのニーズに対して弁理士が対応している状況にあると言えます。

資料2に基づく説明は以上となります。

資料3の説明に移る前に、平成26年法改正での附帯決議について簡単に触れさせていただきます。平成26年法改正に関しては附帯決議がございます。参考資料1は附帯決議のうち弁理士制度に関するものを抜粋したものとなっております。附帯決議で求められている事項は既に対応済みとなっております。具体的な対応内容は弁理士会が作成された資料4に含まれておりますので、ここでは説明を省略させていただきます。

続きまして、資料3に基づいて平成30年改正弁理士法の施行状況について御説明いたします。平成30年の改正項目は2つございます。

1つ目はデータ関連業務の追加です。携帯電話の位置情報データなど事業者間の流通によってサービスや製品の付加価値の向上等が期待されるデータが新たに不正競争防止法の保護対象となったことに伴い、データ関連業務が弁理士の業務に追加されました。

2つ目の改正事項は標準関連業務の追加です。知的財産と標準化戦略の一体化が我が国の産業政策の重点分野となっていることから、弁理士が標準規格案の作成に関与したり、企業からの相談に応ずることができるよう、標準関連業務が弁理士の業務に追加されました。

施行状況について、施行日は令和元年7月1日と比較的最近であることもあり、施行後のデータはございませんが、施行日の約5カ月前に得られた3つのデータを参考として紹介させていただきます。

まず、①弁理士の取扱業務について見ていきますと、弁理士の5.1%が技術上のデータ保護に関する業務を、4.5%が標準化関連業務を行っているという回答をしています。

次に、②弁理士の知識の有無と今後の業務実施の意向について見ていきますと、弁理士の約40%はデータ関連業務を行う意向があると回答しております。また弁理士の約35%は標準化関連業務を行う意向があると回答しています。

最後に、③企業が弁理士に現在依頼している業務と今後依頼したい業務について見ていきます。データを含む不正競争関連については、企業の16.2%が現在依頼してお

り、27%が今後依頼したいと考えています。また標準化関連については企業の3.4%が現在依頼しており、28.9%が今後依頼したいと考えています。これらのデータが示す状況については施行後も大きな変化はないと考えられます。

最後に平成30年法改正の附帯決議についても簡単に触れさせていただきます。参考資料1の2ページ目は平成30年法改正の附帯決議のうち弁理士制度に関するものを抜粋したものとなっております。適切な報酬体系については2019年度に弁理士業務のガイドラインに当たります『弁理士業務標準』が改訂されたことで対応済みとなっております。また、それ以外の点についても既に対応済みとなっております。具体的な対応内容については弁理士会が作成された資料4に含まれておりますので、ここでは説明を省略させていただきたいと思えます。

資料1から3に基づく事務局の説明は以上となります。

○井上委員長 ありがとうございます。

次に議題3「平成26年、30年改正弁理士法の施行状況について」、弁理士会からも御説明をお願いいたします。

○清水委員 弁理士会会長の清水でございます。

本日御出席の皆様方には、日頃より日本弁理士会に御理解、御支援を賜りまして、本当に感謝申し上げます。この場をお借りして御礼申し上げます。

先ほど岡本企画調整官から御説明がありましたように、平成26年の弁理士法改正によりまして、弁理士の使命の明確化、役員解任権の廃止、利益相反行為の緩和、発明等保護に関する相談業務、また水際差止、裁判外紛争解決手続に関する相談業務の明確化、そして意匠に係る国際登録出願に関する手続の代理が追加されました。また平成30年の法改正ではデータ関連業務及び標準関連業務の追加がなされております。弁理士会としては、法改正の趣旨を踏まえて知財の専門家として社会のニーズに応え、またその使命を果たせるよう鋭意取り組んでまいっております。

本日は、その取組について御説明させていただきます。また委員の皆様からの貴重な御意見、御議論を賜りたいと思っております。我々が気づかない点も多々あると思っておりますので、本日の御議論を今後の弁理士会の活動に活かしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

弁理士法改正を担当しております副会長の須藤から詳細について御説明させていた

だきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○井上委員長 よろしくお願いたします。

○須藤日本弁理士会副会長 平成26年改正及び30年改正を受けた日本弁理士会の取組について、副会長の須藤より資料4を用いて御説明させていただきます。資料4では、スライド1に記載の7つの項目について御説明を差し上げます。(1)から(6)が平成26年改正についての報告、(7)が平成30年改正についての報告となります。

スライド2にまいります。弁理士法1条に知的財産に関する専門家としての使命条項が設けられたことに伴う取組となります。まず平成26年法改正に関する必修研修の中で、社会的な期待に的確に応え続けるために弁理士の使命が明確化されたこと、一人一人の規律高い行動が期待されていることなどを周知いたしました。右に記載の会長声明を外部に発信したほか、不適切な広告の是正をはじめとする社会的責任の重さを自覚してもらうための注意喚起を継続的に行っております。また後述の処分関連制度の整備、預り金の分別管理規定の導入も行いました。

スライド3にまいります。経済及び産業の発展に資することを使命とすることが明らかになりましたことから、その使命を実現するために知財の普及啓発活動を積極的に行ってまいりました。平成27年度から中小企業等に知財に対する気づきを与えるために、無償でコンサルタント弁理士を派遣する「弁理士知財キャラバン」事業を開始しました。

令和元年度までの5年間で155件の企業支援を実施し、9割を超える支援先から高い評価をいただきました。令和元年度には同事業の支援員がJPAA知財経営コンサルタントと称することを可能とする認定制度を創設しました。平成29年から30年度は「知財広め隊」事業を行い、47都道府県で計108回のセミナーを実施しました。セミナー後に交流会を設ける開催形式とすることで、セミナー参加者と弁理士とのネットワークを構築することを可能としました。

令和2年度には「ビジネスプランコンテスト」を開催しております。表彰企業には賞金に加えて知財経営コンサルティング支援及び出願費用の援助を行う特典を設けることで弁理士会らしさを出しております。また知的資産経営に取り組む中小企業や、その支援企業を表彰する知財活用表彰も平成26年度から継続して実施しております。

スライド4にまいります。令和元年度から清水会長の下、あるべき知財立国の実現

に向け「弁理士絆プロジェクト」を立ち上げました。弁理士絆プロジェクトは5つの絆から構成されます。

1つ目は金融機関との絆です。知財問題があることにすら気づいていない中小企業は知財セミナーに足を運んでいただけません。そこで、中小企業との結びつきが強い金融機関の方を通じて中小企業の経営者に知的財産についての気づきを与えることを考えました。令和元年度は17金融機関に対してセミナーを実施しました。また2つの信用保証協会及び1つの信用組合と協力関係を定める覚書を締結しました。

2つ目は他士業との絆です。他士業と連携して会員が顧客に提供する知財業務の品質を向上させるための機会を提供することが目的です。令和元年度は弁護士と弁理士のみが参加する交流会、中小企業診断士と弁理士のみが参加する交流会を開催しました。

3つ目は企業との絆です。企業のニーズを収集することなどを目的に、日本知的財産協会、日本及び東京商工会議所、並びに中小企業庁との意見交換会を実施しました。こういった活動から、令和2年度よろず支援拠点全国研修会（秋）、中小企業庁の方を講師に呼んでの会員研修、中小企業大学校での知財研修の企画が生まれました。

4つ目はアカデミア等との絆です。昨年度はJ S Tから講師を招聘し、産学官連携についての会員研修を実施しました。本年度はUNITTと連携して先端技術に強い弁理士と大学とのマッチングにつながるセミナーを企画しております。

最後、5つ目は弁理士同士の絆です。企業、大学等に属する事務所外弁理士と事務所弁理士との連携強化を図るために新設した委員会で、知財のプレゼンスを向上させるための施策を提言しました。また事務所の事業承継や提携といった弁理士同士のマッチングのためのセミナーも開催しております。

スライド5にまいります。経済産業大臣による役員解任権を廃止いただいたことに伴い、自らの襟を正すべく自治強化に向けた役員制度改革を行いました。

第1の改革は常議員会の構成変更です。役員会が起案した総会議案をチェックするのが常議員会の役割ですが、従来は執行役員が常議員会の構成員となっておりました。そこで常議員会の構成員から執行役員を外すことにより、独立性を高めました。また外部常議員制度を導入し、会の運営に定常的に外部の意見を取り入れる仕組みを確立しました。

第2の改革は、役員会の議決権を選挙によって選ばれた役員である正副会長のみに限定する改正を行いました。

第3の改革は、会長・副会長の立候補要件を定めるとともに、連続任期の制限を設けました。適正・迅速、安定的な会務運営の実現、独裁化、硬直化を防止するための改正となります。

スライド6にまいります。会の自治を強化し、自らの意思決定に基づき多様な活動を迅速に行えるようにするべく、ガバナンス強化のための制度整備を行いました。

1つ目は預り金分別管理規定の導入です。会令で義務化を図るとともに、ガイドラインの整備を行いました。

2つ目は事例などによる注意喚起です。会員苦情事例集、会員処分事例集を改訂しました。また実際の事例とあわせて、改善例も公開するようにいたしました。

3つ目は処分関連制度の整備です。処分事由を審議する綱紀委員会、量定を審議する審査委員会のそれぞれに外部委員を登用しました。処分の運用基準に対する意見をウェブ上で受け付けるとともに、標準処理期間を公表しました。また確定した全ての処分案件をウェブで公表するようにしました。下の表中、四角で囲まれた部分が公開された処分件数になります。さらには悪質事案を処分が確定する前に公表する制度も導入しました。

スライド7にまいります。利益相反行為が緩和され、自らが関与していない事件については当該業務法人から離れた後に当該事件を取り扱うことが可能となりました。この前提として情報遮断措置、いわゆるチャイニーズ・ウォール・ルールの周知徹底が求められました。そこで「弁理士倫理ガイドライン」を改訂し、必修研修で情報遮断措置についての解説を行うとともに、倫理研修でも継続的に注意喚起を行っております。またコンフリクトチェックに関する実態調査も継続的に実施しております。さらには受任についてのガイドラインを新設するとともに、コンフリクトチェックリスト及び合意書のひな形を準備し、継続的に会員周知を行っております。

加えて、右側にありますように、本委員会での御指摘を踏まえ、事務所単位での利益相反管理規定を導入する会令改正を昨年3月に行いました。これにより、ある弁理士が他の弁理士が経営する事務所に従たる事務所登録している場合には、当該従たる事務所も含めコンフリクトチェックを行うことが必要となります。なお右下の表には

平成26年以降の苦情相談窓口申立件数を記載しておりますが、利益相反行為に関するものは0件となっております。

スライド8にまいります。平成26年の本委員会の報告書では、知財マネジメントまでも含めた中小企業支援能力を担保する研修の必要性を御指摘いただきました。このような支援能力を得るためにはビジネスに関する知見も必要であるとの考えから、日本弁理士会では知財経営コンサル育成プログラムをはじめとするビジネス関連研修の拡充を図ってまいりました。また会員のコンサルティンク能力を高めるべく、コンサルティンク業務に係る指針、パテントマップやローカルベンチマークを活用するための資料などを公開しております。また経営デザインシート及びローカルベンチマークを普及させるためのワーキンググループ・委員会を設置し、その活動の中で得られた経営デザインシートの例などを会員に公開しております。

スライド9にまいります。スライド9は相談業務の明確化による相談業務の変化について会員アンケートを取った結果を分析したものです。具体的には中小企業／ベンチャー企業からの相談業務に応じていた弁理士を対象にクロス集計を行ったところ、上段の表中の四角で囲った部分に当たりますが、支援経験のある弁理士の約半数以上が発明等の保護に関する相談により応じやすくなったと回答しました。また下段の表中の四角で囲った部分に当たりますが、支援経験のある弁理士の3割以上が発明等の保護に関する相談を受ける機会が増加したと回答しました。

スライド10にまいります。水際での輸出入差止手続における代理、裁判外紛争手続の代理については、先に御説明いただいた資料2にありますように、一定数の会員が実際に業務を行っております。これら業務を行う際に有益な研修を日本弁理士会は継続的に行っております。

左下のグラフにありますように、平成26年以降、水際関連及びADR関連のそれぞれについて、延べ2000名以上の会員が研修を受けております。なお、近年は税関における知的財産権侵害物品の水際取締りに関する業務を行う特定任期付調査官の募集に対して、会員を継続的に推薦しております。調査官実務を経験した会員にも会内研修を行ってもらっております。

スライド11にまいります。弁理士の専権業務に意匠に係る国際登録出願に関する手続等を追加いただいたことに伴い、意匠に係る国際登録出願についての内容を必修研

修とし、全会員への受講を義務化することで実務能力を担保するようにしました。また平成26年以降、意匠関連の研修科目を増やしており、それに伴い会員の受講者数も増加しております。

スライド12にまいります。こちらは平成30年改正事項に関する取組となります。データ関連業務及び標準関連業務の能力を担保すべく、平成30年法改正に係る必修研修にデータ関連業務、標準関連業務についての解説を含め、全弁理士に受講を義務付けました。前回の第14回委員会では、データ関連業務は18.9%、標準関連業務は18%が受講済みと報告しましたが、現在はデータ関連業務及び標準関連業務のいずれの研修においても受講率は80%を超えております。受講期限である令和3年3月までには受講率100%を実現できるよう、会員指導を行ってまいります。

また、高度・専門的知識を習得するための研修についても拡充しております。左下のグラフにありますように、データ関連研修も標準関連研修も科目数及び受講者数は右肩上がりが増えているところでございます。

右側には当会における標準関連業務への取組を紹介させていただいております。関東経産局が実施する伴走型支援事業に会員が参加するほか、産業標準化事業表彰の候補者を会内で募集することもしております。平成17年に技術標準委員会を設置し、会員内外へのセミナーの実施、ガイドブックの作成などの活動を継続的に実施しております。令和2年度には技術標準委員会を標準ビジネス推進委員会に改組し、関連団体・組織との意見交換により需要拡大、弁理士の関与の在り方などについて調査研究を進めております。

以上、資料4の御説明とさせていただきます。

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは、議論に移りたいと思います。ただいまの事務局の説明と日本弁理士会から御説明いただいた取組状況を踏まえて御自由に御質問、御意見をお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

皆様から一言ずついただくということで進めてまいりたいと思います。

伊東委員、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○伊東委員 これに関しては弁理士会から話を伺っておりまして、いろいろと施策を打っていただいているということです。こういう情勢の中で業務は広がってきていて、

それに対していろいろ手を打っていかないと、弁理士も変わっていかないといけないということで、制度を変えていただくことは、会員の研修とか、そういうのをしっかりやっつけていかなければいけないということですね。説明を伺う限りは、その辺をしっかりとやっているかなと思いますので、非常に良いと思います。

気づいた点としては、絆プロジェクトのところでも話がありましたが、弁理士の知名度というか、社会的なことがまだ弱いなということで、金融機関等手を打たれていきますけれども、この後も話があると思いますけれども、農業とか中小企業といったところにどう入り込んでいくかということが非常に重要なかなと思いますので、今後の議論のところ、その辺は意見を言わせていただければと思います。

今日の話は非常によく取り組まれていると思います。

○井上委員長 ありがとうございます。

相良委員、いかがでございましょうか。

○相良委員 中小企業等への働きかけなどを積極的にやっていらっしゃるということで、この点に関しては、日頃、私も知財を扱う弁護士として業務を行っている中でも、知財の重要性や、知財でどういう権利が守れるのか、ということ十分に認識されていない中小企業の方もいらっしゃるのを感じている部分でもありますので、今後の日本全体の産業を活性化していくという意味でも、まだまだできることがたくさんあるように思っております。弁理士の方々が知財キャラバン等で各地方まで回られて活動していかれるというのは非常に重要なことで、どんどんやっていただけたら良いと思っております。

それから、前任の市毛委員から引き継いでおります事項として、相談業務など拡大されていく中で、利益相反の規定を整えることが非常に重要になってくるという点がございまして。特に事務所単位での利益相反について規定がなかったという点を市毛委員から指摘させていただいていたわけですが、昨年3月に事務所単位での利益相反に関する規定もできたということで、その点は安堵しております。

と同時に、利益相反というのは、弁護士にとっても同様なのですが、実際の運用が一番難しい部分で、規定があれば守られるというわけでもなく、日々難しい判断を弁護士も弁理士も迫られる状況が多いと思います。規定ができたということは大きな前進であるとともに、運用をきちんとやっていくということが本当の意味でのスタート

かと思えます。

最近の裁判例で、令和2年8月3日に知財高裁で出ている利益相反絡みの判例があります。そういった事例を周知して、いかに利益相反が難しい問題かということを弁理士の先生方にも実感していただいて、今後の運用についてもしっかりやっていただけたらと思っています。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

清水委員には後からこの点についてコメントいただきたいと思えます。まずは皆様から御意見を伺いたいと思えます。

櫻井委員、いかがでございましょうか。

○櫻井委員 まず弁理士使命の明確化ということで、5年ぐらい前に改正されて、今までなかった使命の明確化により、しっかりと取り組まれているなというのが見えていて、良いと思えます。

それと、私たちは中小企業なんですけれども、日本全国の企業の99.7%が小規模事業者または中小企業ということで、本当にピンからキリまで、知的財産について何も知らない人から、ある程度知っている企業まであります。そのところは御存知だと思いますけれども、その辺に気づきがない人たちがすごく多いところについて、今もやっていただいていると思えますけれども、キャラバンとか、知的財産に対する重要性をもっと周知していただくよう、そういうところをもっともっと進めていただきたい。

日本弁理士会については、すごく良くなってきていると思うんですけれども、日本弁理士会という組織自体の周知といいますか、例えば日本弁護士会というと、宇都宮さんが知事選挙に出るなどして周知されていると思えますが、日本弁理士会の名前というか、そういうのがまだまだ周知されていない。

もしかしたら「弁理士って、何なの」というところから、知らない方もいらっしゃるして、知的財産も底上げしたいんですけれども、弁理士会の存在がもう少し目につくところになっていただき、それがゆくゆくは日本の知的財産のボトムアップになっていただければなと思っております。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

高倉委員、お願いいたします。

○高倉委員 ありがとうございます。

私は平成26年の法改正に関して一言コメントさせていただきます。

26年の改正によって発明の発掘からコンサルの部分も標榜業務としてできるようになりました。資料を見てびっくりしたんですが、今年2月、特許庁で取ったアンケート調査によれば、企業の63%が今後弁理士に希望する領域として、知財・コンサルティング業務への期待というのがあって、予想した以上に高い数字だなという意味でびっくりしました。しかし、同時に、これは弁理士にとっては非常にありがたい要望ではないかと思っております。

ひるがえってみると、かつては特許実用新案と合わせて、1980年代、90年代ですかね、50万件ぐらい出願があって、その当時、恐らく弁理士は2000名を切っている時代ではなかったかと思えますね。他方で、現在は1万2000人、特許だけ見ると30万件と、1人当たりの特許の出願件数は相当減っていますよね。

しかし、企業から見ると、1件の重みはむしろ大きくなっていて、研究開発に投入するといいますか、投資する金額はむしろ増加しているという状況ですね。この10年で見ても、恐らく並行に推移している状況だと思います。にもかかわらず、特許出願件数が減っているということは厳選していると思うんですね。活用重視で日本国内の出願を選んで出している。世界各国にも出願する。場合によっては、ノウハウとしてきっちり活用するという状況ではないかと思えます。

だから、企業から見ると、一件一件の価値が重くなっているのだから、これをしっかりビジネスに結びつけたいという希望があるんだろうなと思えます。同時に、弁理士としても、率直に言って、今後の競争は出願もたくさん出すということに期待するのではなくて、知財権を活用して企業を活性化させるというところでビジネスをしていかなければ生き残っていくことができないという状況ではないかと思うんです。

ところが、注意してほしいのは、ここの分野は自由競争領域ですから、中小企業診断士も、ほかの士業の方たちも、みんなできる場所ですよ。したがって、弁理士としても自己研鑽し、競争し、お客のニーズに応えられるように今まで以上にやっていかなければいけないというところの意識をもっと強くしてほしいなと思えます。

同時に、弁理士には強みがあって悲観的になる必要はないのであって、弁理士の強みは出願がコアだと思うんですね。将来のビジネスを考えて、良いクレームを書くことをアドバイスする、世界に通用する明細書を書き上げる、このコアをしっかりとした上で、それを出口にどう結びつけていくか。中小企業であれば、資金調達、研究開発減税にどう活用できるかというところまで含めてアドバイスできるようにしなければいけないんじゃないかなと思うんですね。

だから、競争は厳しいということもありますが、弁理士には弁理士の強みがあるので、その部分に磨きをかけて頑張っていくと。全員が頑張るのはなかなか難しいんですが、頑張れる方が頑張ることによって全体を引き上げていく。

そういう方針といいますか、考え方で取り組んでいくと、単に件数が減って将来は危ういなというんじゃないくて、違うところで新しい弁理士の存在といいますか、法律、技術、ビジネスの3つが分かるプロフェッショナルだということでアピールし、社会に貢献していったらどうでしょうかというふうに思いました。

ありがとうございました。

○井上委員長 ありがとうございます。

南委員、いかがでしょうか。

○南委員 ありがとうございます。

これまでいくつか弁理士法改正が行われましたけれども、それらについて様々な取組が弁理士会でされていることについて、まず評価させていただきたいと思います。

平成26年の使命条項の導入に伴って弁理士自らを律すべく預り金の分別管理を徹底するとか、コンフリクト問題にきちんと対応するとか、そこを特に評価させていただきたいと思います。それから、弁理士知財キャラバンとか知財広め隊、それに弁理士絆プロジェクトを新たに始められましたけれども、これらについても評価させていただきたいと思います。

ただ、これから議論になります中小企業については、まだまだ知財についての意識の浸透が足りないというのは皆さん共通認識だと思います。そういう中で、知財キャラバンをこのまま続けていっていいのかとか、もう少し掘り下げて、今まで行ってきた対応で何が足りないのかとか、今後どういうところをもっと押すべきとか、そこをきちんと分析されて対応していくのがいいのではないかと考えています。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

オンラインで参加されている青木委員、いかがでございましょうか。

○青木委員 大変御丁寧な説明を頂戴しまして、ありがとうございます。私自身は平成26年や30年の改正には関わっていなかったこともありまして、こういうふうに変更があると、このように誠実に対応されていくんだなというのを改めて拝見して、頭の下がる思いだというところがございます。お伺いする限り、非常に熱心に活動されているように拝察しました。

すみません。余り実のある話はできませんが、以上であります。

○井上委員長 ありがとうございます。

蘆立委員、いかがでございましょうか。

○蘆立委員 平成26年の改正以降、様々な施策を講じていただいているということで、特に従来から弁理士業務の周知、潜在的ニーズとのマッチングに関しては、常に課題にされてきたことかと思えます。

ほかの委員からも御指摘ありましたけれども、これらに関する様々な施策の効果についても分析をしていただいて、どのようなものが効果あったのか、どのような分野で効果が上がっているのか、逆にどのような分野については不十分であって改善が必要だと思われる部分があるのかについて分析していただいて、今後に活用していただければいいのではないかなと思いました。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

皆様方から御意見をいただきましたが、その多くは今後の弁理士制度の見直しの方性にも関係する論点だったと思いますので、ここでは清水委員から、相良委員から利益相反について御意見ありましたので、今後の運用の改善ですとか、充実について何かありましたら一言お願いいたします。

○清水委員 事務所単位の利益相反の問題は、前回の小委で渡邊前会長が「実現します」とお約束したテーマでございます。それを私は引き継ぎまして、今回実現させております。

先ほど相良委員から御指摘ありましたように、規則さえ作ってしまえば、それでう

まくいくというふうには我々も思っておりません。運用していくに当たって、コンフリクトチェックは非常に過重な負荷がかかって難しい問題があるということは重々承知しております。

規則は来年の4月1日からスタートするのですが、スタートに向けてガイドラインを整備して、具体的にどういうふうにチェックをしていくのかということ会員に周知し改正が実効性のあるものになるよう検討しておりますので、施行前にそれを会員に見てもらい、規則がうまく活用されるように進めているところでございます。

○井上委員長 ありがとうございます。

今のような取組をさらに続けていかれるということでございますので、今後、また進展がありましたら御報告などをお願いできればと存じます。ありがとうございます。

4. 弁理士制度見直しの方向性について

○井上委員長 皆様方からいただいた御意見をさらに発展させることにもなると思いますけれども、次の議題4「弁理士制度見直しの方向性について」に移りたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

○岡本企画調整官 議題4「弁理士制度見直しの方向性について」は、資料5と参考資料2に基づいて御説明させていただきます。

資料5の1ページ目でございますように、我が国は地域経済の担い手である中小企業や農業分野における知財の促進や保護に取り組んでおります。

次に参考資料2に基づいて中小企業や農業分野における知財活動について紹介させていただきます。参考資料2のスライド1は国内における特許及び商標の出願件数、海外への特許出願件数について、中小企業の出願件数が増加傾向であることを示しております。

次に参考資料2のスライド2ですが、品種登録出願件数と地理的表示申請件数の推移を示したものとなっております。国内における品種登録出願件数は全体的に停滞傾向にあります。代理人がついている件数の割合は約39%となっております。国内における地理的表示申請件数は安定期に入っており、代理人が付いている件数の割合は約7%

となっております。

参考資料2のスライド3で示されておりますように、先の国内出願の状況とは異なりまして、日本から海外への品種登録出願件数は増加傾向にございます。また2016年から2019年までに農水省の海外出願支援事業を通じて752件の支援が行われましたが、そのうち480件、割合にして約64%は特許業務法人または特許事務所が代理を行っております。

資料5の1から2ページ目に戻ります。弁理士法第1条に規定されていますように、弁理士は、知財に関する専門家として、知財の適正な保護及び利用の促進その他の知財制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命としており、当然ながら、中小企業や農業分野における知財の保護や促進においても、知財に関する専門家として十分な役割を果たすことが期待されている、具体的には、大企業とは異なり、中小企業や農業分野では知財に明るい内部人材が乏しいことが多いため、知財取得、活用から保護の各段階に応じたきめ細やかな総合的なサービスを提供することができる資質・能力を弁理士が備えていることが求められると言えます。また、これまで弁理士との関わりの少なかった中小企業や農業者が容易に安心して弁理士に相談できる環境を整備することも求められると言えます。

以上を踏まえますと、弁理士・弁理士制度への期待は、以下の3つの観点に集約できるのではないかと考えております。1つ目は「中小企業への対応」、2つ目は「農業分野への対応」、最後になりますけれども、3つ目として「相談しやすい環境の整備」となります。

次に観点ごとにユーザーが抱える課題や弁理士へのニーズなどについて見ていきたいと思えます。

資料5の2ページ目に記載されておりますように、一部の中小企業では知財経営・知財ミックスの実践が進んでいるものの、知的財産活用の経営戦略における位置づけが明確化されていない中小企業が依然として多い状況にあります。また中小企業は発明の発掘・深掘りや知財分析に課題があると感じており、加えて、コロナ等昨今では知財を取り巻く新たな情勢への対応も求められています。このように知財活動全般に課題を抱えている中小企業が依然として多いと言えます。中小企業の知財活動の現状については、さらに参考資料2を用いて説明させていただきます。

参考資料2のスライド4は中小企業の知財活動の現状を示したものとなっております。知財支援施策は中小企業に余り認知されておりません。また中小企業の約半数は知財活動の目的を明確化できておりません。

参考資料2のスライド5も同じく中小企業の知財活動の現状を示したものとなっております。大企業と比べますと、知財ミックスを実践している中小企業は少ない状況にあります。またリーマン・ショック後の中小企業の特許出願件数の推移を踏まえますと、コロナや人工知能など中小企業を取り巻く新たな情勢への対応が求められていると言えます。

ここからは弁理士へのニーズと課題に目を向けていきたいと思えます。まず資料5の2から3ページ目に記載されている中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化について、相談件数、中小企業支援に注力している弁理士、相談業務の満足度、弁理士のスキルという観点から参考資料2を用いながら説明させていただきます。

参考資料2のスライド6は弁理士による中小企業の支援について示したものです。主に中小企業が利用するINPIT知財総合支援窓口における相談・支援件数は増加傾向にあり、弁理士による対応件数も増加傾向にあります。

参考資料2のスライド7は中小企業が弁理士に依頼している業務についてまとめたものです。中小企業に強い弁理士の割合は全弁理士の約17%となっております。中小企業支援に注力している弁理士の数が多いとは言えない状況にあります。中小企業に強い弁理士が行う中小企業対応業務のうち約3割は出願代理以外の業務となっており、相談業務の中では権利化の可能性に関する相談が最も多くなっています。また経営課題に関する経営層との相談業務について、中小企業の弁理士への満足度は約70%と非常に高いものの、当該業務を依頼しているのは中小企業のうち約8%に過ぎません。

参考資料2のスライド8は中小企業が弁理士に依頼している業務についてまとめたものです。弁理士への相談と相談結果の満足度については、平成26年と比較して、「大きく増加」及び「増加」と回答した中小企業は、「減少」及び「大きく減少」と回答した中小企業より多くなっています。ただし、約22%の中小企業は相談業務を弁理士に依頼しておりません。

参考資料2のスライド9は弁理士の経営支援能力についてまとめたものです。経営や事業を踏まえた知財推進について弁理士に依頼する条件として、弁理士のスキル向

上を挙げた中小企業が2割以上となっております。また弁理士自身も約55%は自身の知財コンサル能力に課題を感じており、そのうち70%はその能力を身に付けたいと考えているものの、知識経験の身の付け方や、そういった場がないといったことに課題を感じております。

資料5の3から4ページ目にかけて記載されておりますように、これまで見てきた中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化に加え、中小企業支援機関からは、さらなる弁理士スキル見える化や中小企業支援弁理士のリスト化の期待が示されていることから、(イ)に示しますように、弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上も求められていると言えます。

また中小企業支援に関する他機関や他専門家と弁理士との連携強化を望む声が上がっており、中小企業支援の経験のある弁理士からも同様の声が上がっていることから、(ウ)に示しますように、中小企業支援に関する他機関や他専門家と弁理士との連携強化も求められていると言えます。

以上のことから、中小企業への対応という観点については、ここに挙げた(ア)から(ウ)の3つの事項について検討するべきではないかと事務局としては考えております。

次に2つ目の観点である農業分野への対応について説明いたします。資料5の4から5ページ目に記載されておりますように、農業者の知財に対する意識は全体的に低いという課題があると考えております。参考資料2のスライド10に示しますように、農業事業者の54%は農業生産に関するノウハウが財産的価値を有する可能性があることを認識しておりません。また82%は農業生産に関するノウハウを管理しておりません。

参考資料2のスライド11の右側の表は農林水産事業者が弁理士を活用しなかった理由を示しています。「依頼する案件がなかった」という回答を除くと、「弁理士資格自体、知らなかった」「弁理士が農水分野も扱えることを知らなかった」「近くに弁理士がいなかった」「どの弁理士に依頼してよいか分からなかった」ということが挙げられています。このことから、(ア)に示しますように、農業分野における弁理士への認知度の向上が課題になっていると言えます。また(イ)に示しますように、農業者の弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上も課題になっていると言えます。

次に参考資料2のスライド12は農林水産事業者の弁理士に対する期待をまとめたものとなっています。左の表に示されておりますように、今後、農林水産事業者が弁理士に依頼したい業務は多岐にわたっております。また右の表は農業者が弁理士に依頼したい理由を示しており、理由としては「知財を扱う専門家」「出願から権利化まで一括して対応可能」「複数の知財について一括して対応可能」という点が挙げられています。このことから、農水知財を含む知財ミックスに関する業務について弁理士へのニーズがあると考えられます。一方で、農水知財を扱える弁理士は少ないことから、農水知財を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化も課題であると言えます。

以上のことから、農業分野への対応という観点については、ここで挙げた（ア）から（ウ）の3つの事項について検討するべきではないかと事務局としては考えております。

最後に3つ目の観点である相談しやすい環境整備について説明いたします。資料5の6ページ目に記載されておりますように、知財を取り巻く環境は変化し続けており、中小企業や農業者に限らず、これまで弁理士と接点のなかった事業者が知財の専門家である弁理士を利用したいと考える機会は今後も増加していく可能性が高いと考えられます。このことから、弁理士を利用した経験のない事業者でも相談しやすい環境の整備について広く検討するべきではないかと事務局として考えております。

以上をまとめますと、中小企業への対応、農業分野への対応、そして相談しやすい環境の整備という3つの観点から、ここに示す7つの事項について検討するべきではないかと事務局としては考えております。

弁理士制度見直しの方向性についての事務局からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○井上委員長 ありがとうございました。

引き続きまして、日本弁理士会からも御説明をお願いいたします。

○清水委員 一昨年度の第14回弁理士制度小委員会において、弁理士制度の最近の課題ということで、農水知財、一人法人制度、法人名称について御議論がございました。その後、我々弁理士会でも会内で議論を進めてまいりまして、社会のニーズを踏まえ、令和元年度第2回臨時総会において、1万1500人の会員の総意として、弁理士法改正

の方向性について決議したところでございます。本日は、その決議に沿いまして弁理士制度見直しについて御説明をさせていただきたいと思っております。

鉱工業の分野だけでなく農林水産業など幅広い分野での産業競争力の強化、そして今回のコロナ後の経済再生のために弁理士が知財の専門家として活躍できるように、社会にとって望ましい形での法改正が実現されますよう御議論をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

引き続き、詳細は須藤から説明させていただきます。

○井上委員長 よろしく申し上げます。

○須藤日本弁理士会副会長 弁理士制度の見直しについて、副会長の須藤より資料6を用いて御説明させていただきます。

資料6ではスライド1に記載の3つの項目について御説明を差し上げます。(1)が農業分野への対応についての報告、(2)及び(3)が中小企業への対応及び相談しやすい環境の整備についての報告となります。

農業分野については、国内での知財保護においても、海外での知財保護においても、ユーザーが適切な専門家にアクセスできていないという問題があると思料します。そのため農林水産物に関する国内及び海外での知的財産業務を弁理士法に明記することにより、弁理士へのアクセスを容易ならしめることを御提案します。

2つ目は一人法人制度です。弁理士業界においては事業承継がうまく進んでおらず、ユーザーに迷惑をかけるリスクがあります。法人化により事業承継が進むとの意見がありますが、社員二人以上が要件であることが法人化のネックになっております。そのため法人の設立、存続の要件を社員一人以上とすることにより法人化を容易とし、ひいては事業承継や吸収合併を容易とすることを御提案します。また多様なニーズに応えるための法人選択を可能とすることを御提案します。

3つ目は法人名称です。法人名称は「特許業務法人」とする必要がありますが、商号から対応可能な業務をユーザーが一義的に理解できない場合があるという問題があります。そのため法人名称を「弁理士法人」とすることにより、弁理士業務を行うことができる法人であることを明確化し、ユーザーのアクセスビリティを向上させることを御提案します。

スライド2にまいります。農林水産知財の法的保護は、左側のグラフにありますよ

うに、商標、品種登録、特許を初めとする複数種類の知的財産制度を利用して行われております。また種苗法や商標法のように法域をまたぐ調整規定もありますことから、知財ミックスの観点での相談ニーズもあると考えられます。

海外におきましても、農林水産物の輸出促進に伴って知的財産保護のニーズが増えていると考えられ、知財分科会が策定した第2次地域知財活性化行動計画でも農水分野のグローバル化において弁理士の活用がうたわれております。

一方、知的財産に関する相談については、必ずしも適切な専門家へのアクセスができていないことは右側上のグラフから分かります。濃い青色で描かれたAグループは知財経験があるユーザーを示しております。Aグループの相談先のトップは弁理士ですが、2割程度の方は税理士にも相談しています。薄い青色で描かれたBグループは知財経験のないユーザーを示しております。Bグループにおいては、相談先のトップは税理士となっており、弁理士は6番目という状況です。また右側下のグラフからは、弁理士が農水分野も扱える知財の専門家として農水事業者に十分認知されているとは言いがたい状況にあることが分かります。

スライド3にまいります。現状の課題としては、農水事業者が適切な知的財産制度を選択し、あるいは適切に組み合わせて保護を図ることは困難であると思料します。また海外での種苗等の保護制度は国ごとに異なることから、国内で知的財産制度を選択する段階から海外展開を踏まえた知財戦略の立案が必要であると思料します。さらには農林水産物に関する知的財産を保護したいと考えているユーザーが弁理士に相談できること、弁理士が海外の専門家とネットワークを有することを知らない場合があると思料します。

左下に種なしピーマンの事例を紹介します。開発当初はノウハウにより保護を図っていましたが、新品種の作出に成功した段階で新規性喪失を回避するために特許出願を行いました。その後、安定性、均一性の要件が確保された段階で品種登録出願を行い、商品化が近付いた段階で商標登録出願を行いました。開発から商品化まで複数知財による知財マネジメントが必要な例として紹介させていただきます。

解決策ですが、弁理士法にG I・種苗法に関する国内・国外業務を明記することを御提案します。御参考までに、当会における農水知財に関する主な取り組みを紹介いたします。当会では平成20年に農林水産知財委員会を設置しました。同委員会では農水省

への研修の講師派遣、品種登録・G I申請に関する手引書の発行、日本農業新聞への広告掲載、自治体等での農林水産知財関連セミナーの実施をしております。また昨年度は農水省から補助金をいただいてG Iセミナーを複数回実施しました。本年度は農林水産知財の相談窓口を設置する準備を進めているところでございます。

弁理士の海外との連携状況ですが、約6割が権利取得について海外事務所と連携をしているというデータがございます。海外での品種登録を支援するJATAFFには設立当初から会員が参加しておりますし、昨年度の海外出願支援事業のうち6割以上が特許事務所が代理をしているという実績もございます。

スライド4にまいります。当会が行った調査では約4分の1のユーザーが弁理士事務所を選定する際に法人格があることを重視していることが分かりました。また7割を超えるユーザーが弁理士事務所に組織体制の充実や業務の継続性を望んでいることが分かりました。

他士業の状況です。平成26年法改正の議論時は弁護士法人のみが一人法人を認めている状況でしたが、その後、社会保険労務士に一人法人が認められ、令和元年には司法書士、土地家屋調査士、行政書士においても一人法人が認められるようになりました。

左下に個人事務所における事業承継リスクの事例を紹介しております。承継手続の途中で先代所長が亡くなり、口座が凍結されました。賃貸借契約、リース契約など全て新たな契約とする必要がありました。そのため事務所機能が滞り、出願手続・年金給付などができなくなるおそれがありました。

右側のグラフは特許業務法人の平均所属人数などを示したグラフです。一定規模の大規模化を図るという法人制度の趣旨は実現できていることが分かります。法人化は法人資産と個人資産の分離のみならず、組織体制の充実も図られると考えられます。右下の表に示しますように、個人事業主と特許業務法人とでは、例えば厚生年金保険の加入義務などで違いが生じております。

スライド5にまいります。現状の課題としては、法人格のある事務所に依頼したいというニーズに応えられる法人数が必ずしも確保できているとは言えないと思料します。また無限責任の社員弁理士が2人以上必要という要件により法人化を断念するケースや、親族で法人化を行っていても一方の死亡により法人を解散せざるを得ないケ

ースがあります。そして、経営弁理士は高齢化傾向にあり、事務所の承継制度整備は急務です。

左下に当会における事業承継基盤の整備状況を記載しております。事務所の引き継ぎなどに関する各種規定の改正・新設などを行い、全ての弁理士に配布する弁理士業務標準の改訂も行いました。また会員マッチングシステムなどを浸透させるための周知活動も継続的に行っており、これらの認知度も高まっていることが下のグラフから分かるかと思えます。

課題の解決策として、社員1名の一人法人の設立ができるように法改正を行うことを御提案します。法人化することで事業継続性の担保、個人資産と事業資産の分離、顧客からの信用の確保が得られるとの会員アンケート結果があります。事業承継の準備として、約半数が法人化を選択しているという会員アンケート結果や、一人法人を望むもののうち約半数が事務所の規模を拡大する意向があるという会員アンケート結果もあります。

スライド6にまいります。弁理士の活動分野は特許出願以外にも広がっておりますが、ユーザーの約3割が現行の特許業務法人という名称に特許を専門的に行っているというイメージを持っているとのアンケート結果があります。他土業の法人名称ですが、特許業務法人が導入された時点では、土業法人は監査法人しかありませんでしたが、その後導入された土業法人の名称は全て土業名プラス法人です。監査法人では専権業務の範囲と法人名称が一致しておりますが、特許業務法人の場合、専権業務の一部しか名称に含まれておりません。

スライド7にまいります。現状の課題としては、特許業務法人の名称は、専権業務に限っても、その一部しかあらわしておらず、弁理士の業務範囲と一致した法人名称にする必要性が生じていると思料します。また事務所名称に専門分野を示す表記を含めるのが業界の慣行でありますところ、全法人の7割超において専門分野を示す表記と法人名称との間で重複や矛盾が生じているという問題もあります。

左側の1つ目の円グラフから分かりますように、2割弱が特許以外の業務ができないなどの誤認をされ、困った経験があるとのアンケート結果があります。左側の2つ目の円グラフから分かりますように、名称に矛盾も重複もない特許業務法人は3割弱しかありません。

課題の解決策として、法人名称を士業名プラス法人である弁理士法人とすることを御提案します。この名称変更により、法人名称から弁理士が行うことのできる業務を行う法人であることが明確となります。また事務所名称で専門分野を示した場合でも、法人名称との重複や矛盾が生じるという問題を解決できます。法人名称の変更は弁理士の7割弱が「賛成」、ユーザーの7割弱が「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答しており、許容性もあると考えられます。

以上、資料6の御説明とさせていただきます。

○井上委員長 ありがとうございます。

議論に移りたいと思います。ただいま事務局と弁理士会から御説明があった見直しの方向性について、この観点で検討を進めてよいか自由に御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

事務局からの説明でありましたように、大きく言うと、中小企業への対応、農業分野への対応、そして、相談しやすい環境の整備——この中には恐らく一人法人制度の問題ですとか、法人名称の問題も含まれてこようと思います——、この3つに分かれておりますので、それぞれについて御関心のある委員の先生から御意見をいただければと思っております。

まずは農業分野についてお伺いします。農業分野に関して何か御意見ございましたら、よろしくお願いいいたします。

高倉委員、お願いいいたします。

○高倉委員 私は農業のことについて若干コメントを申し上げたいと思っております。方向性としてはもちろん賛成です。

農業について注意していただきたい点が二、三あります。1つは研究開発がどこで行われているかという点なんですね。農林水産省の調査によると、これは10年ぐらい前のデータで少し古いんですが、農業の研究開発者の人数は日本で3万数千人と言われていて、民間企業が3分の1、大学が3分の1、残り3分の1が国と都道府県の公的研究機関なんですね。つまり、民間企業3分の1、残り3分の2が大学や公的研究機関です。ここですばらしい研究成果が生まれているにもかかわらず、必ずしも知的財産権活動が十分に行われていない。種苗登録はもちろんのこと、特許とか商標の出願も十分に行われていない。典型的な例がシャインマスカットなんです。

これは日本農研機構が品種改良したすばらしい新種のブドウなんです。日本では品種登録をして権利は持っています。その際にシャインマスカットという名前で登録していますので、商標登録ができないんですね。シャインマスカットが一般名称として、みんなが使うことができます。もちろん中国や韓国も使うことができます。世界のマーケットのシャインマスカットの大半は中国になっている。中国では自分たちが商標登録しているという主張をするくらいに大きな問題になってきているんですね。

要するに、日本では研究開発は公的研究機関で行われているにもかかわらず、必ずしも十分な権利化とその活用が行われていないという問題があるんですね。ここは何とかしなければいけないということで、この資料にも様々指摘がありますが、農林水産大臣から都道府県の研究機関に向かって、「しっかりせよ」というメッセージを出しているところなんですね。

それを受けて各都道府県で今後どうしようかということを一生涯懸命考えているところだと思います。県によっては、農業関係者と研究者と大学や企業の方たちが加わった協議会を設置して真剣に取り組んでいるところがあると聞いております。ですから、弁理士会として、既にいろいろな自治体との共同活動をやっていると思いますが、状況が一層変わってきているというか、加速をしてくれていますので、高い問題意識を持って積極的に協議会を設置している都道府県に弁理士会からもアプローチして、自分たちはこういう協力ができるのと知名度を高めると同時に、他の土業と比べてどういうサービスができるかというところをしっかりとPRしていくことが大事ではないかと思えますね。

もう一つは、農業について特徴的なところは権利を持っている方と被害を受ける方が分離しているということなんです。どういうことかということ、権利を持つのは種苗会社であったり、都道府県でも意欲のある方は種苗登録しているんですが、苗と種について権利を持っているんです。その苗と種で果実が生まれて、果実でビジネスをしているのは農業従事者なんですね。農業従事者は排他権を持ってないんです。ですから、模倣品が出てきたときに、苗とか種であれば、それを持っている都道府県がいざとなれば権利行使できるんですが、果実に対して都道府県がそもそも動かない。種苗会社も余り動かないんです。

ここだけの話にしてもらったほうがいいかもしれませんが、彼らは苗と種が売られ

ばビジネスとして成立しますので、果実が流通していても種苗会社は余り困らない。困らないと言い過ぎなんです、一番困るのは果実をつくっている生産者です。しかし、生産者には権利がない。

このように工業製品と違ってビジネスをやっている方が必ずしも排他権を持っていないという問題もあるから、ここそ協議会を設置して、一番困る農業の被害者のために都道府県がどう権利行使するか、海外にどう対応するかというところを考えている。ただ、これは意識の高い都道府県に限られているんです。多くの方は何をやっていいのかわからない。困っているのは農業従事者でありながら、彼らは自分たちで研究開発するわけでもなく、権利を持っていないというところがあるんですね。そこに弁理士が入って行って、トータルのコーディネーションをしながら、いいサービスをやっていったらいいんじゃないかなと思います。

これに関連して、現場の声を聞くということも大事かなと思います。都道府県の研究所は各県に複数あって、全国で8000人いるんですね。それに比例する研究所の数がありますので、関東近辺か関西でもいいと思いますが、来ていただいて話を聞く。既に議題がセットされているのであれば別の形でもいいと思いますが、可能であれば次の研究会の場に来ていただいて、どういうことが困っていて、プロフェッショナルに何を求めるかという話を現場の方たちから我々自身が聞いてみるというのはいいと思います。

都道府県の公設試でなければ、農研機構という機関があります。ここも2000名から3000名ぐらいの研究者がいて世界でも指折りのハイレベルの研究をやっているところです。ただ、ここは相当問題意識が高まっていて、知財部が設けられたり、知財ポリシーがつくられていますので、そこは十分知っているということなのかもしれません。

でも、そういうところから話を聞くというのでいいので、特許庁の秘書課から農林水産省にアプローチしてみて、適当な方を紹介してもらって話をしてもらおうというのも一つあれかなというふうには思います。

以上です。ちょっと話が長くなって申し訳ありませんでした。

○井上委員長 ありがとうございます。

次回以降、農水関係の方にもお話を伺う機会はあると伺っています。どんな属性の方をお呼びして伺うかということについては、また事務局で調整いただくことになり

ますでしょうか。

○岡本企画調整官 分かりました。農業についてお話しする機会のときに農業関係者をお招きできるように、事務局としても調整いたします。

○高倉委員 ありがとうございます。

○井上委員長 ありがとうございます。

農水知財について高倉委員から非常に幅広く問題提起いただきました。

ほかに農水知財に関して御意見ございましたら伺っておきたいと思います。

南委員、よろしく申し上げます。

○南委員 ありがとうございます。

高倉委員からいろいろな例示を挙げて御説明いただきましたけれども、農水知財ですね、種苗法にしても、G Iにしても、農水の知識、商標の知識は非常に密接に関連しているわけですね。弁理士の中には当然、そういうバックグラウンドなり、仕事をしている方々がいっぱいいるんですね。それなのに何で弁理士法に書いていないんだろうというぐらい密接に関連していると思っています。なので、ここはぜひとも進めたいと思っています。

ただいま紹介いただいた弁理士ナビの中で、専門分野に種苗法を含む方が163件しかいないんですね。私も試してみたところ、163件なんですけど、主たる事務所と従たる事務所重複カウントがありまして、実際は100人ぐらいなんです。先ほど言いましたように、農水のバックグラウンドを持っている弁理士はほとんどが商標をやられているので、そういう方々はどんどん登録していただいて、どんどん仕事を受けられるような体制をとっていただければいいのではないかと思います。

あわせて、弁理士ナビの検索項目、専門分野の中にG Iがないんです。せっかくですから、この際、G Iについても専門分野とする弁理士がきちんと分かるようにしていただければいいかなと思います。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

いろいろ御提言いただきましたが、ほかに農水知財について何か御意見ございますでしょうか。

相良委員、申し上げます。

○相良委員 農水知財に関しては、知財ネットの弁護士も積極的に活動をしております。それらの弁護士から話を聞くに、農業者の方たちにとって知的財産権は余りにもなじみがなく、まず分かってもらうことからやらなければいけないという点で大変であるが、他方、それだけ開拓の余地がある、必要性がある分野であるので、やりがいも非常にあると聞いております。

弁理士の標榜業務にすることによって、弁理士の先生方にもより一層力を入れていくというのはすごく良いことであると考えており、弁護士の活動と共同して全体的に盛り上げていくことが必要であろうと思っております。

特に種苗法が改正されますと、より精緻な意匠の出願等が必要になるかと思えます。これまで余り専門家が関与していない出願も多くて、本来権利化したい部分がきちんと取れていないというような事態も起こるリスクがあるやに聞いておりますので、そういうことがないように、そういう意味では弁護士も弁理士も含め、知財の専門家がより一層関与していくことが必要になるだろうと思えます。

なお、弁理士は行政書士として登録することができることになっており、行政書士は種苗法の業務ができることとなっているかと思えますが、行政書士として登録すればできるのに、なぜ弁理士の標榜業務にする必要があるのかという質問を申し付けておりますので、その点を教えていただければと思います。

また、今後、紛争解決業務に関して、弁理士の活動を発展させる御意向があるのかどうかということを確認させていただければと思います。

○井上委員長 ありがとうございます。

日本弁理士会から一言、お答えいただければと思います。

○清水委員 具体的な質問が出ましたので、回答したいと思います。

行政書士のほうは、確かに弁理士は登録できるということで、その能力は備えているのだと思います。ただ、弁護士の場合は当然に弁理士の業務ができる、税理士の業務ができる、と法律に書いてあるのですが、弁理士は行政書士となる資格を有するところまでは法律に規定されているのですが、当然にできるという条文ではないのです。登録が必要になるということで、今のような状況になっているのかなと認識しております。

また紛争関係については、知財の専門家はいろいろな他士業にわたっておりますので、

餅は餅屋で、それぞれの特性を生かして連携を組んでやっていけばいいのかなと思っておりますので、紛争関係までやろうという意識は持っておりません。

相良先生の御質問については、そのような感じでございます。

○井上委員長 ありがとうございます。

ほかに農水知財についてございますでしょうか。――農水知財については、今のお話を伺っていますと、今後の見通しの方向性として……。

○青木委員 申し訳ないです。

○井上委員長 青木先生、お願いします。

○青木委員 簡単に1点だけですけれども、すみません。

農水知財関係のスライドの中に種苗法の話、あるいはG Iの話は出ていたと思いますが、農水関係の知財に関連して最近話題になりました、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律とかは別途書かなくていいのかなと思ったところでした。実務的には施行直後でまだあまり動きのないところだと思いましたが、ちょっと気になった次第でした。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

○岡本企画調整官 今の点は事務局としても初めて聞いたことですので、事実について調べたいと思います。

○井上委員長 分かりました。ありがとうございます。

青木先生、ありがとうございます。非常に重要な問題だと思しますので、事務局に御検討いただいて、それも盛り込むような形でいくことになろうかなと思います。ありがとうございます。

そうしますと、農水知財については今後の見直しの方向性の中で取り上げていこうということで御異論がないのかなと存じます。

中小企業の対応について何か御意見ございましたら、自由に御発言いただければと存じます。いかがでございましょうか。

櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員 今回、一人法人の制度を導入するというところで、話を聞いている限り、

すごくいいと思うんですね。メリットのことが書かれているんですけども、なぜ今まで、そうならなかったのかということなんです。何か問題があったから、今までそうならなかったというか、遅れているわけですね。それが見えないので、言いたくない部分もあるかもしれませんが、あえて弁理士会にお聞きしたいなと思います。今は2人以上いなくちゃいけないということですね。ちょっと遅い気がするんですけど、なぜなんですかという意味ですね。

○井上委員長 清水委員、御回答いただけるようであれば、お願いいたします。

○清水委員 今まで日本弁理士会における事業承継の基盤の整備がしっかりと行われていないという御指摘を受けまして、時期尚早じゃないかというお話だったと思います。今は、その辺を対応いたしましたので、それには対応できていけないかなと考えております。

櫻井委員のお話は、なぜ一人法人が……。

○櫻井委員 遅かったというか、先ほど言ったのはメリットをいっぱい並べて、いいとは思いますが、だから、何で一人法人化の制度導入が遅かったのか、理由をあえて知りたいわけです。

○清水委員 法律で認められてなかったからできなかったというのが理由になるのだと思うんです。なぜ二人法人がたくさん増えないかという話になると、弁護士の世界と似ているところがあって、一人のボス弁がいらっしゃって、その人が事務所をその経営方針でつくるということなので、その辺が難しいのではないかなという感じがします。

そういう意味で、弁理士の場合も、いわゆるボス弁がたくさんいますので、一人法人が認められれば大規模な法人がどんどんできてくるのではないかとということで、今回、期待しているところでございます。

○井上委員長 事務局からも一言、お願いいたします。

○岡本企画調整官 先ほど清水委員がおっしゃられたこともございますが、もう一つ、平成12年に法人制度が導入されたときには、弁理士の業務に関しては人のつながりが業務の継続性において大切だということが重要な観点としてありまして、弁理士については法人化するときに社員2名以上という規定になっております。

以上となります。

○井上委員長 ありがとうございます。

メリットが多いことなので、これから改めて検討していこうということでございます。

ほかに中小企業、それ以外の環境整備も含めて、皆様から御意見をいただければちようだいしたいと思います。いかがでございましょうか。

南委員、よろしく願いいたします。

○南委員 中小企業なんですけれども、事務局の説明の中で、中小企業に強い弁理士という名称で、中小向けの売上高または業務時間のいずれかが全体の過半数を超えている弁理士の割合は全体の約17%に過ぎず、中小企業支援業務は増加しているものの、中小企業支援に注力している弁理士の数は多いと言えない、と紹介されているんですが、私は逆に17%もいるのかと思いました。

なぜかといえば、中小企業は企業数が圧倒的に多いですが、出願のパイからすれば非常に小さいので、中小企業の業務が事務所の業務の過半数というのは、事務所の規模が非常に小さい事務所ではないかと思います。ですので、中小企業を支援している事務所が多いか少ないかという尺度でこの統計を使うのはいかがなものかなという気がしました。

あと、事務局から説明していただいた中小企業関係の統計が幾つかありますが、母数は何でしょうか。出願経験のある中小企業が分母なのではないかと思います。

なぜそういうことを考えたかという、知財キャラバン等の中小企業支援の活動を進めているわけですが、我々として中小企業支援は何をターゲットにすべきなのか、考える必要があるのではないかと思うのです。母数が出願経験がある中小企業だとすると、その中で相談業務が必要なのは何割なのか、そもそも出願できているわけですね。

しかし、本当の中小企業支援ということであれば、実際には知財になるような玉を持っている中小企業が全くそれを意識をせず、当然ながら、弁理士会がやっている説明会に、うちは関係ないと言って行かない、でも、掘り起こせば立派な特許が取れたりというところが世の中にまだいっぱい眠っているんじゃないかと思うのです。そういうところを掘り起こすための支援というのは、別のことを考える必要があるのではないのでしょうか。

先ほど御説明ありました絆プロジェクトの金融機関とか、まさに中小企業に融資をしている地銀とか、信用金庫の人たちについて中小企業に入って行って、「おたくは一体どんなことをやっているのか」「これはひょっとして特許になるんじゃないか」「商標として出せるんじゃないか」と、そういうところまでの支援をやっていかないと、本当の中小企業支援にならないんじゃないか、その辺も踏まえて考えていくと、いろいろな統計の取り方とか、統計の分析の仕方とか、いろいろできるんじゃないかなというのが今日の御説明を受けた上での感想です。

以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

中小企業対応に関して現状を把握するためのデータについてももう少しいろいろ取り方があるんじゃないかという御指摘をいただきましたので、事務局とも御相談して、次回以降、何らかの形で対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員 私も南委員と同じような感想を持ったものですけれども、中小企業サイドから見たときに、どういったところに課題があるかというのはいまひとつ見えてこないという感じがします。

なぜ中小企業が弁理士を使わないのかというのはいろいろ理由があると思うんです。そもそも知らないというのもあると思いますし、知っていても使うようなニーズがないというのもあるし、お金の問題とか、いろいろ課題があると思いますので、その辺は現状をもう少し詳細に見ていく必要があるのかなと思います。

知らないという統計がありましたけれども、使ったことがある中小企業と、弁理士を使ったことがない中小企業と大分差がある。今まで弁理士の経験がないところにアクセスするのであれば、例えばキャラバンとかそういうのをやってきたけども、知財に期待されている意識がある中小企業である。そもそも知らなければ、そういうところに来ないでしょう。

例えば地方で活躍している小さい弁理士に聞くと、都会の大事務所の弁理士と全然スタイルが違うんですね。地域密着でやっているわけです。例えば地域のイベントに積極的に参加したり、知財という観点でないところから入ってくるとか、そういう泥

くさいことをやったりしてお客を広げているようなところもあります。今まで間違いもあったところ、それも大事なんですけども、視点を変えて、いろいろなところに手を広げていくというのがニーズの掘り起こしだと思います。そういうところでは必要なんじゃないかなと思います。

○井上委員長 ありがとうございます。

中小企業のニーズの掘り起こし、現状把握については非常に重要な論点かと思えます。次回以降、櫻井委員にも御協力いただいて中小企業の関係ではいろいろお話を伺えると思いますので、そのときに議論を掘り下げることにしたいと思えます。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

蘆立委員、何かございましたら。

○蘆立委員 こちらからはありません。ありがとうございます。

○井上委員長 ありがとうございます。

熱心に御議論いただきまして、ありがとうございます。今日は、お話を伺いまして、弁理士制度見直しに当たって検討すべき観点は、事務局案で3つの柱ということで御了解は得られたものと考えております。

弁理士会からの提案事項の1、農水知財を弁理士業務にすることについては事務局の観点2の農水分野への対応の中で検討することにいたします。また弁理士会からの提案事項として、一人法人制度と法人名称の問題も挙げられておりましたけれども、これは事務局の観点3、相談しやすい環境整備の中で検討することにさせていただきます。

特に弁理士業務の追加となりますと、法律の改正も伴う話になりますので、委員の皆様から御指摘ありましたように、そもそも農業分野に具体的に弁理士を活用するニーズがあるのか、農業といってもいろいろな業務がある、ステークホルダーも様々であるということがございましたので、議論の際には、そのようなことについて当小委員会として十分に精査したいと考えております。

また、中小企業の対応についても御意見をいただきましたけれども、知財について全く意識やマインドがない中小企業へのリーチの仕方ですとか、そもそもどのような実態にあるのかという点についてもよく検討した上で議論をしていきたいと考えてお

ります。

それではよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井上委員長 ありがとうございます。

本日はありがとうございます。

5. 今後のスケジュールについて

○井上委員長 今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いしたいと思いません。

○岡本企画調整官 今後のスケジュール案については、資料7に基づいて事務局より説明させていただきます。次回、第16回は11月25日に開催させていただければと存じます。この回では中小企業への対応と農業分野への対応について御議論いただければと考えております。

また第17回は12月21日に開催させていただければと存じます。この回では相談しやすい環境の整備について御議論いただくとともに、報告書案について御検討いただければと思います。

第17回の後に意見募集を行い、第18回にて意見募集結果を踏まえて最終報告書案について御検討いただければと考えております。第18回の具体的な日程は定まっておりますが、来年2月に開催させていただくことを考えております。

事務局からの説明は以上です。

○井上委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明ありましたスケジュールでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井上委員長 それでは、以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。産業構造審議会知的財産分科会第15回弁理士制度小委員会を閉会いたします。皆様、長い間、非常に充実した御議論をいただきまして、ありがとうございました。

○岡本企画調整官 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の弁理士制度小委員会を閉会いたします。

6. 閉 会